

調書（決定）

事件の表示 平成27年（行ヒ）第344号

決定日 平成28年7月8日

裁判所 最高裁判所第二小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 大阪高等裁判所平成26年（行コ）第167号（平成27年4月27日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

1 本件を上告審として受理しない。

2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年7月8日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

申立人 X労働組合関西地区生コン支部

相手方 大阪府

同代表者兼処分行政庁 大阪府労働委員会

同補助参加人 株式会社Z